

企業会計基準委員会 御中

企業の資金調達の円滑化に関する協議会

「金融商品会計の見直しに関する論点」に対するコメント

本協議会会員企業の意見を踏まえ、以下コメント致します。

【論点 2】 金融商品の測定

[論点 2-1] 測定区分の見直し

- (3) デリバティブ以外の金融商品をどのような観点で区分すべきですか。また、具体的にどのように区分すべきですか？

時価あり・時価なし等の外観で区分されるべきではなく、投資の性質により区分されるべきである。

投資対象物により将来得られる収益は、経営の意図するところに大きく左右される性質のものであり、財務諸表の有用性を高めるためには、経営の意図するところを財務諸表に反映させることが適切であり、そのためには投資の性質により金融商品を区分するのが妥当と考える。

- (4) 売却可能金融資産（その他有価証券）の分類を縮小または削除する可能性についてどのように考えますか。それは金融商品会計の複雑性の解消にどのように役立ちますか？
- (5) 売却可能の分類を維持すべきと考えますか？ その場合、どのような金融商品をこの分類に含めるべきですか？

金融商品は事業投資と金融投資という投資の性質によって区分され評価されるべきである。<※1>

事業投資により期待される収益は、公正価値の変動ではなく、事業の遂行を通じた収益獲得であることから、当該事実によって損益を認識することが妥当である。一方、金融投資により期待される収益は、公正価値の変動であるため、当該事実によって損益を認識することが妥当である。

以上を基本の考えとして、「売却可能金融資産（その他有価証券）の分類の維持の適否」に挙げられている各案のうち、第一案（現状維持）に賛成である。

第一案 現状維持：（賛成）

売却可能金融資産（その他有価証券）に分類される金融資産は事業投資目的で保有される。

公正価値評価にて評価差額を認識し、貸借対照表に計上する現状の処理方法は、企業の業績の測定（経営管理）としては意義を見出せないものの、投資家にとっては、貸借対照表の有用性が高まると考えられる。またその評価差額を当期純利益に反映させない

現状の処理方法は、当期純利益が事業活動の成果としての性質を有することを考慮すると妥当と考えられる。

以上により現状維持に賛成である。

第二案 縮小または削除：(反対)

測定区分の縮小または削減による簡素化を目標とする国際的な会計基準の動向は、経営の意図を反映した「投資の性質」による区分を反映できないというデメリットが大きいと考える。

従来「売却可能」として区分されていた金融商品を、新たに別の会計処理をするために示されている条件は、複雑であること明らかであり、投資家にとって財務諸表を理解する上でも有効ではないと考える。寧ろ投資家にとっては従来の区分が財務諸表を通じた経営状況の理解には有用と考える。

以上により縮小または削除に反対である。

第三案 債券について縮小または削除：(反対)

昨今の高度な金融商品の開発状況を考慮すると、今後、債券・株式の別が必ずしも明確ではない金融商品が提供される可能性があり、債券のみを取上げ扱いを別とすることには反対である。

※ 1. 会員企業の一部からは、「IASBの公開草案の考え方：金融商品の属性により測定区分を決定するという考え方を考慮すべき」との意見もあり。

[論点 2-4] 減損処理の取扱い

(11) 減損損失の認識および測定としてどのような方法が適切と考えますか？

持分金融商品については原則主義により、著しい公正価値の下落が確認され、回復可能性がない場合、減損損失を認識すべきである。何をもって著しい下落とするか、回復可能性がないとするかは、数値による基準を定めるか否かも含め、持分金融商品の保有会社ごとに判断されるべきと考える。

保有会社が基準等を策定するにあたっては、当然投資家等の財務諸表利用者に受容られるべき内容とする必要があるし、また会計上の損失と税制上の損失とは必ずしも事務処理上、決して不可分ではないことから、各国税制も考慮されるべきと考える。

なお、時価あり子会社関連会社株式については、時価が著しく下落していたとしても、純資産価額、または将来キャッシュフローの見積りに基づく使用価値が著しく下落していなければ、投資簿価の回収に懸念はないことから減損を認識する必要はないと考える。

実務的には、「時価」「純資産価額」共に著しく下落しているかを判定（著しい公正価値の下落確認）し、「時価」「純資産価額」が共に著しく下落している場合に、「将来キャッシュフローの見積りに基づく使用価値」の算出（回復可能性判定）を踏まえ、減損を認識する。

著しい公正価値の下落が確認され、回復可能性がない場合、合理的に回収可能と判断される価額（「売却費用控除後の公正価値」「純資産価額」「将来キャッシュフローの見積もりに基づく使用価値」のなかで一番高い額）まで簿価を引き下げるべきである。

【論点 3】 ヘッジ会計

[論点 3-1] ヘッジ会計の意義

(14) ヘッジ会計の意義やヘッジされるリスクについて、見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

[論点 3-2] ヘッジ会計の方法

(15) ヘッジ会計の方法を見直すべき点があるとすれば、どのような方法が適切と考えますか？

見直すべき点は特にないと考える。<※2>

ヘッジ対象に公正価値オプションの適用を拡大し、時価ヘッジ会計を適用することになれば、変動金利化スワップをかけた借入金は、公正価値オプションにて時価評価されることとなる。財務諸表利用者にとっては、負債は公正価値にて貸借対照表に計上されるよりも、返済見込み額（取得原価）にて貸借対照表に計上される方が当該会社の経営状況を判断する上で有用であると考えられる。

またヘッジ行為の有無次第で、同じ借入金も公正価値評価にて計上されたり返済見込み額（取得原価）にて計上されることとなり、財務諸表の期間比較可能性および企業間比較可能性が低下すると考えられる。

そもそもヘッジ会計の意義は、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を会計に反映させることにあり、金融商品会計基準では解決しきれない会計のミスマッチを解消することにある。会計のミスマッチを金融商品会計基準のなかで公正価値オプションを設け対応する方法が提案されているが、金融商品会計基準のなかで必ずしも解決する必要はなく、金融商品会計の補完的基準であるヘッジ会計基準のなかで対応を図れば良いと考える。

※ 2. 会員企業の一部からは、「コンバージェンスの観点から、原則、時価ヘッジ会計とすべき」との意見もあり。

以上